

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(火)衆・法務委

司法法制部 作成
神田 裕 議員(自民)

3問 社会が複雑多様化する中、裁判所の人的体制の強化はますます重要なものとなっていくと考えるが、法務大臣の見解を問う。

[前提—裁判所の体制整備の重要性は認識]

社会が複雑多様化する中、国民に身近で頼りがいのある司法を実現する観点から、これまでも、複雑困難な訴訟に対応するため、裁判所職員定員法の改正による判事の増員がされてきたものと考えている。

今回の法案においても、このような理由から、判事を増員するほか、(委員ご指摘のとおり)裁判手続のIT化の検討・準備等の業務に適切に対応するため裁判所事務官を増員するなど、裁判所を取り巻く状況を踏まえた体制強化を図るものとなっていると認識している。

今後とも、社会が複雑多様化していく中において、司法権を担う裁判所の体制を更に充実させることにより、事件の適正迅速な処理が促進され、また、国民の司法アクセスが一層向上されいくことは大変重要であると認識している。



〔結論－裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応〕

裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えているが、法務省としても、裁判所職員定員法を始め、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、適切に対応してまいりたい。」

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(火)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(立国社)

8問 判事補任官者数の増加や法曹の質・量の向上を図るため、司法試験の受験資格制限を撤廃するべきではないか、法務大臣に問う。

[旧制度下で存在した問題点]

現行の法科大学院を中心とする法曹養成制度が導入される前の旧制度下においては、司法試験という「点」のみによる選抜の方法について、

- 受験競争が厳しい状況にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたことや、
 - 質を維持しつつ大幅な法曹人口の増加を図ることに大きな困難が伴うこと等
- の様々な問題点が存在したことが指摘されていたところである。

[現行の法曹養成制度の導入の趣旨]

これらの問題点を克服するために、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入され、高度の専門的な法律知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を確保することが目



〔 指されたものと理解している。 〕

〔現行の法曹養成制度の成果と課題〕

法科大学院を中心とするプロセスによる法曹養成制度については、法科大学院全体としての司法試験合格率が当初期待されていた状況と異なるものとなっているなどの問題も指摘されているが、その一方で、法曹有資格者の活動領域の拡大（注1）や、いわゆる司法過疎地の大幅な減少による司法アクセスの向上（注2）といった成果が上がっているものと認識している。

〔法曹養成制度改革のための法改正〕

このような中、去る第198回通常国会において、法科大学院改革と司法試験制度の見直しを内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（注3）が成立した。

これにより、法科大学院教育の充実や、法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の大幅な軽減などが図られることとなる。

今回の法改正を通じ、より多くの有為な人材が法曹を魅力あるものとして志望することにつながっていくものと期待している。



〔結論－司法試験受験資格の見直しは考えていない〕

法務省としては、プロセスとしての法曹養成を前提とした上で、まずは、今般の法改正の着実な実施及び円滑な導入に向けた取組をしっかりと進めることが最優先と考えており、司法試験の受験資格を見直すことは考えていない。」

(注1) 平成18年に146人であった企業内弁護士は、平成30年には2,161人へと大幅に増加し、中央省庁等や地方公共団体において任期付公務員として勤務する弁護士も、平成18年には40人にとどまっていたが、平成30年には207人と大きく増加している。

(注2) 地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない、いわゆる「弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数」につき、平成16年に16カ所あったゼロ支部は、平成22年以降はなくなり、平成16年に35カ所あったワン支部は、平成25年以降は1カ所のみとなっている。

(注3) 具体的には、

- 学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート(3プラス2)を制度化するとともに、法科大学院在学中受験資格による司法試験受験を可能とすること
- 法科大学院の定員管理の仕組みを設け、法務大臣と文部科学大臣の相互協議規定を新設すること等を内容とするものである。

改正前司法試験法では、司法試験を受験することがで

きる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が定められていたが、令和5年以降に実施される司法試験については、これに加えて、③法科大学院に在学する者であって、一定の要件を満たした者についても司法試験受験資格が付与されることとなる。

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】

更問 今回の制度見直しにより、法曹の質が向上したかどうかについて、客観的なデータに基づいて検証していくべきではないか。

今回の制度見直しの施行状況については、今後も、関係機関の協力を得ながら、法曹志望者数の推移をはじめ、必要なデータ集積（注）を継続して行い、施行後の状況について必要な分析を進めてまいりたい。

(注) 必要なデータは、司法試験受験者数及び合格者数の推移、法科大学院の志願者数・入学者数・修了者数の推移、二回試験の合格率の推移、弁護士登録者数の推移等のデータがある。